

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準  
報酬の定時決定及び隨時改定の取扱いについて

(改正経過)

改正 昭和四四年六月一三日

(昭和三六年一月二六日保発第四号  
知事あて通達)

標記の取扱いについては、昭和二十八年八月二十八日保発第五七号「健康保険法の一部を改正する法律 厚生年金保険法の一部を改正する法律及び船員保険法の一部を改正する法律の施行について」の通達に基づいて実施されてきたところであるが、この取扱いを改め、下記のとおり取扱いの基準を定めたので、この取り扱いに適正を期せられたい。  
おつて貴管下健康保険組合に対しては、貴職からそれぞれ御示達のうえ、遺憾のないよう特に御配意願いたい。

一 定時決定

標準報酬の定時決定に際し、健康保険法第三条第七項又は厚生年金保険法第二十四条第一項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第三条第二項又は厚生年金保険法二十一条第一項の規定により算定することが困難である場合を除き次に掲げる場合とすること。

(1) 五、六、七月の三箇月間において、四月分以前の給料の遅配分を

受け、又は、さかのぼつた昇給によつて数月分の差額を一括して受けける等通常受けるべき報酬（健康保険法第二条第一項ただし書及び厚生年金保険法第三条第一項第五号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合

(2) 五、六、七月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合  
(3) 五、六、七月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあつた場合